



# さくら 農業委員会だより



第81号 平成25年1月

発行 佐倉市農業委員会  
〒285-0003  
千葉県佐倉市飯野 820  
TEL 043-484-6285(直通)  
佐倉市ホームページ  
(<http://www.city.sakura.lg.jp>)



## 主な内容

- 新年のごあいさつ……………2頁
- 建議書を提出しました……………3頁
- 農地の適正な管理……………5頁
- 農地の賃借・購入……………6頁
- 全国農業新聞のお知らせ……………6頁
- 農業者年金基金のお知らせ……………6頁

平成24年10月15日に佐倉市長に建議書を提出しました。写真は、向かって右から石渡副会長・田中会長・蔵市長・三門職務代理者・



カムロちゃん

(今年は巳年なのじゃ! 佐倉・城下町  
400年記念イメージ・キャラクター)

# 新年のごあいさつ

佐倉市農業委員会

会長 田中資造



新年あけましておめでとうござ  
います。

輝かしい新年をお迎えのことと  
心からお慶び申し上げます。農業  
委員会の業務、事業につきまして  
は、御理解と御協力をいただき厚  
くお礼申し上げます。

一昨年の3月に発生した東日本  
大震災にともなう原子力発電所の  
事故は、農畜産物への甚大な被害  
を及ぼし、まだ深刻な問題となっ  
ております。

また、都市化による営農環境の悪  
化や遊休農地の増加、農業従事者  
の高齢化、後継者不足など、農業

を取り巻く環境は厳しさをまし  
ております。

このような状況の中、農業委員  
会としましても、遊休農地対策な  
ど日頃の活動を通じて、農業者の  
声を聞くなど、農業者と行政の橋  
渡し役を担ってまいりました。

農業者が安心して営農できる  
農業、後継者が希望を持てる農業  
にするため、効果的で、継続性の  
ある支援策や農業・農地の必要性  
が市民の皆様を理解されるよう  
な各種施策の実施及び平成25  
年度予算の確保について、昨年1  
0月15日に「平成25年度佐倉

市農業施策に関する建議書」を佐  
倉市長へ提出いたしました。しか  
し、我が国の農業は非常に厳しい  
局面下であり、今後の動向を注視  
していく必要があります。そうし

た中で市内全域の農地利用の状況  
把握等を行い、限られた農地を有  
効利用し、地元産による安全、安

心な農産物を継続して供給するこ  
とは大変重要な事です。佐倉市農  
業委員会は引き続き農業の基礎と  
なる優良農地の確保を推進してま  
いりたいと考えておりますので、

今後一層のご支援をいただきます  
ようお願い申し上げます。  
皆様の御健勝と本年が平穏であ  
りますことを御祈念申し上げます  
て、新年のごあいさつとさせてい  
ただきます。



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

農業委員会委員一同

農業委員会事務局職員一同

**昨 年 の 1 0 月 1 5 日 に  
平成25年度佐倉市農業施策に関する建議書を佐倉市長に提出しま  
した。**

## I 建議の主旨

我が国の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、農業資材・燃料の高騰や輸入農産物の増加に伴う収益の低迷、また、これらに起因する遊休農地の拡大、自給率の低下、さらには、地球温暖化の進行など様々な課題を抱えております。

こうした中、国では、新たな「食料・農業・農村基本計画」により、消費者と農業の結びつきを強化するなど、食糧自給率や農家所得の向上を目指していますが、TPP参加問題や震災被害・放射性物質汚染への対応、風評被害など新たな問題により、農業施策は混迷をふかめています。

本市においても農業従事者の高齢化や後継者不足など、農業振興における営農の難しさと、地域を支える産業としての役割が問われております。

大消費地をひかえながら、これらの問題等により農業経営自体に希望が持てないこともあり、残念ながら、農業従事者及び農地の減少が続く反面、意欲ある農家が規模拡大のため、遊休農地に活路を求める例もあります。

このような状況の中、農業委員会としましても、遊休農地対策など日頃の活動を通じて、農業者の声を聞くなど、農業者と行政の橋渡し役を担ってまいりました。

つきましては、農業者が安心して営農できる農業、後継者が希望を持てる農業にするため、効果的で、継続性のある支援策や農業・農地の必要性が市民の皆様に理解されるような各種施策の実施及び平成25年度予算の確保について、特段の配慮を賜りますようここに建議します。

## II 建議項目

### 1. 農業の振興に関する事項

#### (1) 担い手の育成・確保

担い手の育成には、農家の高齢化が進む中、後継者の育成に加え、新たな担い手となり得る就農希望者や定年帰農者が農業体験でき、農業について相談できる体制を整えることも重要である。

については、後継者や農業ボランティアの組織的な育成、就農相談について関係機関との連携強化など、担い手の育成・確保を図られたい。

## (2) 集落営農組織の育成、法人化の推進

土地利用型農業における担い手の育成・確保を図るため、小規模農家や兼業農家等も担い手の一員となることができるよう、集落を基盤とした営農組織の育成と農業の法人化の推進に必要な施策・支援をお願いしたい。

## (3) 農地の有効利用の促進

農業従事者の高齢化や後継者不在などにより、耕作放棄地、遊休農地が増加傾向にある。

当委員会としても解消に向け対策に取り組んでいるが、農地の利用集積、援農制度の充実、市民農園の利用促進、小学生の体験農園の場としての活用を図るなど、農地の有効利用を促進されたい。又、耕作放棄地解消に向けて、農業用機械、農地の利用集積への補助を拡充されたい。

## 2. 農業経営基盤の強化の促進に関する事項

### (1) 販路拡大への支援

地元産の農産物を地元の消費者に提供することは、生産者が分かることから消費者は新鮮な農産物を安心して食することができ、また、農家にとっても身近な消費者への販売は農作業の励みになっている。ついでには、地域ブランドの育成や地産地消の促進のために、安定した販路として産直施設の拡充、学校給食の拡大等の出荷に対して支援されたい。

あわせて、農産物の販路を拡大するために農商工連携を推進するとともに農家自身に取り組む加工施設等6次産業化への取り組みについても支援されたい。

### (2) 農地の持つ多面的機能が市民生活に貢献しているにも関わらず、あまり理解されていない。

農村地域は農業生産の基盤としてだけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成、文化の伝承などの役割を担っている。こうした農村地域の多面的機能が十分発揮されるよう、谷津環境保全指針等に照らして環境保全活動の推進をお願いしたい。

また、農作業による機械音や農薬散布等近隣からの苦情対応への支援や有害鳥獣（カラス・ハクビシン等）による農作物の被害に対する対策など、農業が継続できる環境の維持に努められたい。



### 3. 東日本大震災に関する事項

#### (1) 損害賠償に対する支援

東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ後、市内の一部の農産物はいわゆる風評被害による価格低迷や買い控え等は依然として払拭されておらず、農業者・直売所関係者に深刻な影響を及ぼしている。

このような状況を踏まえ被害の補償措置が講じられるよう、東京電力株式会社および国と県へ要望されたい。

#### (2) 農産物の放射性物質の検査に対する支援

農産物に対する放射性物質の検査を継続的に実施し農産物への安全・安心性のアピールを積極的にお願いしたい。

### 4. 女性農業者に関する事項

女性農業者は、農業生産活動や農地の保全を担っているばかりでなく、農村文化の伝承など地域活動に大きな役割を担っております。

これからも農村地域での女性の力は必要不可欠であることから、女性が生き甲斐をもって農業ができる環境づくりを推進されたい。

### 5. 農業委員会の活動に関する事項

農地法の改正により、新たに農業委員会が担う役割・業務が質・量ともに増加しております。農地利用状況調査、遊休農地への対応、相続等の届出の対応、賃借料情報の提供など年間を通じての業務が増えております。これらの業務に対応するため、農業委員会の組織の強化を図られたい。



## 農地の適正な管理をお願いします。

### 農地の巡回パトロールを実施しています

農地法では、農地について権利を有する者は農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないこととされています。遊休農地は、雑草雑木の繁茂や害虫が発生し、周辺で耕作をしている農業者に迷惑を及ぼすこととなりますので、農地所有者においては、責任を持って管理し、他人に迷惑を及ぼさないようにしてください。

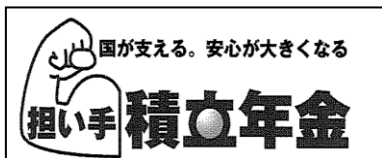
また、自ら耕作できないため、誰かに農地を貸したいとお考えの方は農業委員会にご相談ください。

### 農地を借りたい方、農地を買いたい方へ

農業委員会では、農地を「貸したい」又は「売りたい」といった地主さんの希望を取りまとめ耕作できる方に紹介しております。

耕作できなくなった農地をお持ちの方又は規模拡大を考えている方は農業委員会までご相談ください。

農地を相続したときは農業委員会へ届出が必要です。  
手続きは農業委員会へお問い合わせください。



あなたの老後生活への備えは十分ですか？  
老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が基本です。  
加入のお問い合わせは、農業委員会又は下記まで。

独立行政法人農業者年金基金 電話：03-3502-3199  
ホームページ：http://www.nounen.go.jp



—全国農業新聞を購読してみませんか—

- ・毎週金曜日発行 B3版 8～10頁
- ・購読料：月 600円 [送料、税込み]

購読のお問い合わせは、農業委員会又は下記まで。

東京都千代田区二番町 9-8 中央労働基準協会ビル  
全国農業新聞 新聞業務部 電話：03-6910-1130